

南極 OB 会会報 第 2 号付録

— 資料編 —

[資料欄]

南極OB会役員名簿

2007年11月現在

会長：川口貞男

特別顧問：鳥居鉄也、田英夫

副会長：

吉田栄夫2、深瀬和巳3、小野延雄3、小林昭男5、川崎巖5、国分征7、柴田鉄治7、渡辺興重11、久松武宏12、内藤靖彦21

評議員：

楠 宏1、村越望1、小口高1、北村泰一1、平山善吉1、村内必典1、小玉正弘1、中村純二1、作間敏夫1、大瀬正美1、柿沼清一2、若井登2、芳野赳夫3、木崎甲子郎4、藤原健蔵5、西部暢一5、練木允雄6、星合孝男7、平沢威男8、高木八太郎8、神沼克伊8、多賀正昭8、大久保侃9、竹内貞男10、木村征男10、関孝治10、渡辺清規(宗)、高尾一三(宗)、三田安則(宗)、島崎里司(宗)、佐々木昭人(宗)、北村孝(宗)、只木昭二(宗)、内山英夫(宗)、吉野正明(宗)、松浦光利(艦)、佐藤保(艦)

幹事：隊次幹事(確認中を含む) (*：2007～8年度運営委員)

宗谷時代全隊次および宗谷乗り組み—平山善吉、三田安則、7*国分征、8鈴木淳平、9福谷博、10竹内貞男、11*白壁弘保、12柴野浩成、13*佐野雅史、14*芦田成生、15五十嵐正文、16船木實、17仁木國雄、18藤井理行、19三橋博巳、20川久保守、21白石和行、22吉田栄夫、23鹿野賢三(死去)、24*神田啓史、25野元堀隆、26川久保守、27*西尾文彦、28大山佳邦、29三上春夫、30野元堀隆、31内藤靖彦、32池谷紀夫、33古川晶雄、34村松金一、35*阿保敏広、36田中修、37堀辺敏男、38松本功、39森田知弥、40*増田光男、41和田誠、42本吉洋一、43桜庭俊昭、44小島秀康、45、46、47、48
ドライバレーの会：吉田栄夫

職域幹事：(定常観測、報道、オブザーバー等)

報道：稲葉智彦、 気象庁：福谷 博、 国土地理院：吉村愛一郎
水路部：宗田幸次、 電波研：野崎憲朗、 ふじ、しらせ：久保崇

支部長：

北海道：山崎道夫	秋田：井上正鉄	新潟：小林俊一	宮城：福西浩
長野：野村彰夫	北陸：岩坂泰信	茨城：安仁屋政武	東海：五味貞介
京都：西山孝	阪神：林原勝実	山陰：吉川暢一	山陽：藤原健蔵
四国：楠瀬昌彦	九州：松本征夫	沖縄：木崎甲子郎	

委員会

(* : 委員長)

運営委員会 (2007～8年度 数字は隊次、括弧内は担務)

渡辺興亜*11 (委員長) 松原廣司 21 (副委員長、総務)
白壁弘保 11 (07年度総会) 佐野雅史 10 (隊次幹事連絡)
芦田成生 11 (記念品管理) 神田啓史 19 (極地研連絡)
西尾文彦 17 (07年度総会) 阿保敏広 35 (ホームページ管理)
神山孝吉 26 (名簿管理) 増田 博 9 (会計)
増田光男 24 (設営連絡) 小野延雄 3 (副会長、「宗谷」連絡)
久光武宏 (艦長、副会長、「ふじ、しらせ」連絡)
国分 征 7 (50周年継続委員長、副会長)

広報委員会

深瀬和巳*、 柴田鉄治、 稲葉智彦、 福谷博、 阿保敏広

50周年記念事業継続委員会

国分征*、 平山善吉、 小野延雄、 柴田鉄治、 深瀬和巳、 芦田成生、
福谷 博、 渡辺興亜

アーカイブ委員会

小野延雄*、 神田啓史

南極教室委員会

国分征*、 柴田鉄治

事務局

長谷川慶子

地方支部役員 (数字は隊次)

支部名	支部長 (長)	幹事 (長)	幹事	幹事
北海道支部	山崎道夫 12	山田知充 12	佐藤哲夫 29	岸田浩輝 42
道北分会		高木知敬 21		
道東分会		高橋修平 23		
秋田支部	井上正鉄 27	佐藤安弘 27		
新潟支部	小林俊一 14	佐藤和秀 15	横山宏太郎 14	東 信彦 30
	遠藤八十一 9			
	金子誠一 18		山本一彦 39	
宮城支部	空席		福沢志津夫 18	小野高幸 25
長野支部	野村彰夫 26	鈴木啓助 39	岩井邦中 18	
北陸支部	岩坂泰信 24	川田邦夫 25		
茨城支部	安仁屋政武 29	青木輝夫 29	梅田一徳 13	滝川 清 13
			松原廣司 21	牧本 博 29
			飯沼友三郎 29	平岡喜文 45
			中島英彰 31	佐々木利 45
			多賀正昭 8	佐藤正樹 31
東海支部	五味貞介 13	上田 豊 10	奥平文雄 13	長田和雄 27
京都支部	西山 孝 7	斉藤隆志 35	市川信夫 29	石川尚人 42
	中尾正義 12		白岩孝行 35	
阪神支部	林原勝実 25			
大阪ブロック	北風好章 40			
和歌山県ブロック	吉田 勝 10			
兵庫県ブロック	古坊栄一 35			
岡山県ブロック	正富一孝 25			
山陰支部	吉川暢一 10	大谷修司 29		
山陽支部	藤原健蔵 5	藤井 功 15	渡部一彦 15	鈴木盛久 18
			加納 隆 19	前李英明 37
四国支部	楠瀬昌彦 11	菊池時夫 26	川壽智佑 33	吉倉紳一 19
		高橋 誠 45		
九州支部	松本征夫 16	坂 翁介 29	真木太一 11	川畑定生 12
			村上雅健 17	奥村 睦 22
			豊福隆夫 24	下田泰義 29
			富田敬博 39	
沖縄支部	木崎甲子郎 4	大城 智 39		

南極OB会会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、南極OB会と称する。

第2条 (事務局)

本会は、事務局を東京都千代田区西神田2丁目3番2号牧ビル301号室に置く。

2

本会は、支部を必要な地に置くことができる。

第3条 (目的)

本会は、会員の親睦と南極に関する知識の普及活動を行い、南極事業の発展に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦向上のための諸事業
- (2) 南極OB会報の発行
- (3) 南極観測発展に協力・寄与するための諸事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- (5) 会員・会友の名簿管理

第2章 会員

第5条 (種別)

本会は、次の「会員」をもって組織する。

- ・南極観測隊員 (オブザーバーを含む)
- ・「宗谷」乗組員
- ・運営委員会から推薦された者

2

本会の活動に関係が深く入会を希望する者を、運営委員会の推薦により「会友」とすることができる。

第6条 (会費等)

本会は、別に定める会費等を会員・会友から徴収できる。

第3章 役員

第7条 (種類)

本会に次の役員を置く。

- ・会 長 1名 総会において会員の中から選出する
- ・副会長 若干名 会長の指名による
- ・特別顧問 若干名 会長の推薦による
- ・評議員 若干名 会長の推薦による
- ・幹 事 若干名 支部幹事・隊次幹事・職域幹事で構成し、関係母体の推薦による
- ・運営委員 10~20名 首都圏の会員の中から会長が指名する。運営委員長は副会長の中から会長が指名する
- ・監 事 2名 会長の委嘱による

第8条 (職務)

本会役員の任務は次の通りとする。

- ・会長は、本会を代表し、会務を総理する
- ・副会長は、会長を補佐する。会長に事故あるときは、運営委員長がその職務を代行する。
- ・評議員は、会長の諮問に応じて助言する。
- ・幹事は、会員および運営委員会との連絡に勤める。
- ・運営委員は、会長の命を受けて会務を処理する。
- ・支部長は、本会と支部との連絡を密にし会務を遂行する。
- ・監事は、監査を行う。

第9条 (任期)

本会役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第4章 総会

第10条 (総会) 総会は会長が招集する。
総会は毎年1回開催し、本会の運営上重要な事項を議決する。
2 会長が必要と認めるときは臨時総会を招集できる。

第11条 (議長) 総会の議長は出席する副会長の中から選出する。

第12条 総会では次の事項を議決する。
・事業報告および収支決算
・事業計画および収支予算
・会長の選任
・その他運営委員会で必要と認めた事項

第13条 総会の議決は出席者の多数決による。

第14条 総会の議事は議事録を作成し、会員に通知する。

第5章 運営委員会

第15条 (構成) 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

第16条 (機能) 運営委員会は、本会運営の重要事項を審議し、会務を執行する。

第6章 委員会

第17条 (委員会) 運営委員会が必要と認めるときは、会長の承認を得て、本会に委員会を設置することができる。

第7章 支部

第18条 各地に支部を置くことができる。

第19条 各部は、支部長を選出し、支部幹事を定める。

第8章 財産および会計

第20条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ・会費等
- ・寄付金品
- ・財産から生じる収入
- ・事業に伴う収入
- ・その他の収入

第21条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

第22条 本会の財産は会長が管理し、会長の指示により運営委員会が経理する。

第9章 補則

第23条 (運用規定) この会則の運用のために、別途運用規程を定める。

第24条 (会則の変更) この会則の変更は総会の議決をもって行うことができる。

付 則

この会則は、2004年11月1日から施行する。

この会則(改正)は、2007年11月8日から施行する。

会則運用規程

第1章 会員

第1条

「ふじ」「しらせ」の乗組員は職域幹事の推薦により会員となる。

第2章 情報連絡

第2条

会員・会友への情報連絡は、南極OB会会報、ホームページ、電子メール、文書送付（ファックスを含む）等とする。

第3章 会費等

第3条

会費は、当分の間、徴収しない。

第4条

情報連絡を受けようとする者は、通信費として年額3000円を納める。

第4章 総会

第5条

総会は、観測隊壮行会の日に開催する。

第5章 事業および会計

第6条

本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日とする。

第7条

総会日までの事業計画・予算は、前年度の総会で承認された事業計画・予算に準じて執行する。

第6章 支部

第8条

支部は次の15支部とする。

北海道、秋田、新潟、宮城、長野、北陸、茨城、東海、京都、阪神、山陰、山陽、四国、九州、沖縄

第9条

支部は支部ごとに細則を定めることができる。

第7章 委員会

第10条

本会に、次の委員会を置く。

- ・運営委員会
- ・広報委員会
- ・50周年記念事業継続委員会
- ・アーカイブ委員会
- ・南極教室委員会

第8章 事務局

第11条

事務局に事務局員（非常勤）をおくことができる。

第12条

会員・会友の訃報が入ったときは、弔電等を送ることができる。

第9章 補則

第13条

この運用規程は、運営委員会で審議し、総会の承認を得て行うことができる。

付 則

この運用規程は、2007年11月8日から施行する。